



＼ゲストハウス／ ＼シェアハウス／

移住体験施設開設支援補助金

こんな方にぴったり

- ・ゲストハウスやシェアハウスをはじめたい
- ・田舎暮らし体験を企画したい

— 条 件 —

- 1 ゲストハウスまたはシェアハウスの開設後2年以上継続して運営する
- 2 香美町に居住する個人、自治会または地域の任意団体などである
- 3 空き家などを活用してゲストハウスまたはシェアハウスを開設する
- 4 移住希望者向けの田舎暮らし体験を企画・実施する

補助対象 経 費

- ・ゲストハウスまたはシェアハウスの計画策定にかかる費用
- ・広報にかかる費用
- ・空き家などの改修や家財道具の処分にかかる費用

補助率

補助対象経費の2分の1以内の額を補助
1事業あたり 最大150万円

補助金は香美町商工会加盟店舗で使用できる **商品券** で交付します

お問合せ・申込先 香美町役場 企画課 地域振興係

TEL 0796-36-1962 FAX 0796-36-3809

MAIL kikaku@town.mikata-kami.lg.jp